

暮らしの安心 国民健康保険

**平成27年度の
国民健康保険税**

今年度の国民健康保険税は、限度額に変更があり、医療分が「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金分が「16万円」から「17万円」に、介護納付金分が「14万円」から「16万円」になりました。

なお、保険税率に変更はありません。保険税は下の表により計算し、それぞれ①～④の合計（限度額を超える場合は限度額）になります。

医療分・後期高齢者支援金分は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険2号被保険者）については、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満の方が対象になります。

問い合わせ

市民課国保高齢医療係（名寄庁舎1階）

01654③2111

（内線3114～3116）

地域住民課市民係（風連庁舎1階）

01655③2511

（内線119）

平成27年度の
納税通知書は
7月中旬に送
付します



平成27年度の保険税率			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割	世帯の所得 × 7.4%	世帯の所得 × 3 %	世帯の所得 × 2.4%
②資産割	固定資産税額 × 20%	固定資産税額 × 9 %	固定資産税額 × 4 %
③均等割	2万1,000円	1万円	1万円
④平等割	1万8,000円	8,000円	8,000円
限度額	52万円	17万円	16万円

保

険税の納め方

国保税は世帯主が納めます

各種届け出や国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していないなくても世帯の中に国保の被保険者がいる場合、納税通知書は世帯主に送られます。

特別徴収（年金天引き）	普通徴収 (年6回の窓口納付または口座振替)
国保被保険者が全員65歳以上で構成される世帯の国保税は、原則として納税義務者の年金から天引きになります。	当初納付書では、平成27年4月から平成28年3月分までの1年分を年6回で納付することになります。 ※途中加入や離脱の場合を除く。

国保税の軽減

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保被保険者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。詳しく述べては納税通知書または、同封のパンフレットをご覧ください。

■低所得世帯に対する軽減

被保険者世帯の人数や所得に応じて、均等割・平等割の7・5・2割の軽減措置がとられます。

昨年度に引き続き軽減判定基準が拡充し、5割・2割の対象となる世帯が拡大しました。

■非自発的失業者の軽減

65歳未満の方が解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けられる軽減措置があります。

■後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、减免

後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置として軽減措置や減免措置があります。

※特別徴収（年金天引き）を希望しな

い場合、事前に口座振替手続きが必要になります。

加入・離脱したときの国保税

国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月から課税されます。年度途中で加入する場合や離脱したときも離脱の前月までの税額が月割で計算されます。

帶の被保険者が1人になつた場合、5年間は平等割の2分の1が減額になります。その後3年間は平等割の4分の1が減額になります。

納

期内の納税にご協力を

皆さまに納めていただく国保税は医療費の支払いなど国保事業の運営に欠かせない財源です。納期限内の納付にご協力をお願いします。

納め忘れのないように

口座振替制度の利用により、納め忘れが防げます。

申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ。

※通帳と届出印、納付書をお持ちください。

納付が遅れたら

納税相談がないまま納付が遅れたり納付がない場合、税負担の公平性を保つため、保険証の有効期限が短期間になつたり、納税相談後に保険証が交付されるなどの措置がとられることがあります。

また納期を過ぎると督促を受け、延滞金が加算されます。納税相談のないまま未納が続くと財産の差し押えなど滞納処分を受ける場合があります。

災害等により所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や保険税の減免・免除を受けられる制度もありますので、早めの相談をお願いします。

災害等の事情により医療費の自己負担分の支払いが困難な場合もご相談ください。

国

保の届け出

届け出は14日以内に

■国保に加入するとき
転入したとき
退職などにより職場の健康保険をやめたとき
子どもが生まれたとき
国保を離脱するとき
転出するとき
就職などにより職場の健康保険に加入したとき
被保険者が亡くなつたとき
■離脱の届け出遅れにご注意を

30歳以上の方が医療機関でドックを受けた際、対象費用の3分の2を助成しています。

要件や手続きの方法については事前にお問い合わせください。

保健師による健康相談

保健師による窓口や訪問による健

国

保の保健事業

国保では、健康維持のために各種検診等への助成など保健事業を行っています。疾病予防、早期発見、早期治療のため特定健診や各種がん検診、人間ドックなどを受診し健康維持にお役立てください。

特定健診・特定保健指導

国保に加入する30歳から74歳の全ての方を対象に、生活習慣病に着目した「特定健診」を無料で実施します。

早期予防・改善に向けて、保健師による特定保健指導を実施しています。

市が実施する各種検診への助成

国保に加入している方は市の検診のほとんどを無料で受けられます。

人間ドック・脳ドックへの助成

高齢受給者証をお持ちの70歳以上の課税世帯の方を除き、病院に支払う医療費が自己負担限度額までのお金で済むようになる「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関窓口に提示することにより、窓口負担が軽減されます。

入院や支払いが高額になる外来受診の際、事前に国保窓口での申請をお願いします。

限

度額適応認定証の更新

新たに70歳になり対象となる方については、誕生日の翌月（1日生まれの方は当月）から使用できるようになります。

新規受給者証をお持ちの70歳以上の方は、誕生日の翌月（1日生まれの方は当月）から使用できるようになります。

高

齢受給者証の更新

受給者証の有効期限が7月31日(金)までとなっています。8月1日(土)以降に使用する新しい証を7月末までに届くように発送しますので、有効期限満了後に差し替えてご利用ください。

なお、7月以前に「限度額適用認定証」の交付を受けた方は有効期限が7月31日(金)となっていますので、更新手続きの申請が必要です。

ただし、保険税の納付状況によって交付できぬ場合もありますので事前にお問い合わせください。

後期高齢者 医療制度

7

月に今年度の 保険料額をお知らせ

平成27年度の保険料額については7月に個別にお知らせします。計算方法は、同封するチラシをご覧ください。

▶ 保険証(最新はオレンジ色)



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号 01234567	
被保険者	住所 広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
黄帽取扱年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成27年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	39011010 公印 (朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

見本

区分II	区分I
世帯全員が住民税非課税	<p>世帯全員が住民税非課税で次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給している方

▶ 医療費通知を希望する方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていたくために、発行を希望する方に医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。

次回は、9月(平成27年1月～6月の医療費を対象)に発行します。新たに発行を希望する方は、ご連絡ください。



後期高齢者医療被保険者証用・標準負担額認定証	
交付年月日 平成27年 8月 1日	
被保険者番号 01234567	
被保険者	住所 広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
有効期日	平成27年 8月 1日
発効期日	平成28年 7月 31日
適用区分	区分II
長期入院該当事年月日	平成27年 8月 1日 保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	39011010 公印 (朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

見本

保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(金)で満了になるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証(有効期限がが平成28年7月31日)を簡易書留郵便で送付しますので、お手元に届き次第、お持ちの黄緑色の保険証を破棄して、オレンジ色の保険証をご使用ください。

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額認定証)の有効期限が7月31日(金)で満了になるため、8月以降は使用できなくなります。(有効期限は保険証と同じく1年間です)

引き続き交付対象に該当する方は

7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日(土)からは、お持ちの黄色の減額認定証を破棄し、ピンク色のものをご使用ください。

また新たに必要となる方は申請手続きをしてください。

■ 交付対象 次の区分Iまたは区分IIに該当する方

額認定証も新しくなります

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額認定証)の有効期限が7月31日(金)で満了になるため、8月以降は使用できなくなります。(有効期限は保険証と同じく1年間です)

7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日(土)からは、お持ちの黄色の減額認定証を破棄し、ピンク色のものをご使用ください。

また新たに必要となる方は申請手続きをしてください。

また新たに必要となる方は申請手続

後期高齢者医療被保険者証用・標準負担額認定証	
交付年月日 平成27年 8月 1日	
被保険者番号 01234567	
被保険者	住所 広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
有効期日	平成27年 8月 1日
発効期日	平成28年 7月 31日
適用区分	区分II
長期入院該当事年月日	平成27年 8月 1日 保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	39011010 公印 (朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

見本